

受講資格確認書類

	該当者	必要書類	免除科目
1	保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者	次のア～いいずれか1点のコピー ア 保育士証 イ 保育士(保育)資格証明書 ウ 指定保育士養成施設校卒業証明書 エ 保育士養成課程修了証明書 オ 保育士試験合格通知書	4、5、6、7
2	社会福祉士の資格を有する者	次のア～いいずれか1点のコピー ア 社会福祉士登録証 イ 社会福祉士試験合格証	6、7
3	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの	下記(1)及び(2)の両方 (1)次のア～ウいずれか1点のコピー ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類 ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類のコピー (2)2年以上児童福祉事業に従事したことを証明する書類(別紙2「実務経験証明証書」)	
4	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者	次のア～いいずれか1点のコピー ア 教員免許状 イ 教育職員免許状授与証明書	4、5
5	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	左記大学を卒業したことを証する書類(卒業証書のコピー、卒業証明書のコピー) ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
6	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
7	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	左記大学院を卒業したことを証する書類(卒業証書のコピー、卒業証明書のコピー) ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
8	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	左記大学を卒業したことを証する書類(卒業証書のコピー、卒業証明書のコピー) 日本語以外の書類の場合は、日本語訳を提出してください。 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
9	高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(※)であつて、市町村長が適当と認めたもの	基準第10条第3項第9号に該当する者であることを市長が証明した書類 ※下記(1)及び(2)の書類を提出してください。、事務局経由で証明書の発行を依頼いたします。 (1)次のア～イのいずれか1点 ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類のコピー イ 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類のコピー ウ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類のコピー (2)2年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事したことを証明する書類(別紙2「実務経験証明証書」)	
10	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの	基準第10条第3項第10号に該当する者であることを市長が証明した書類 ※下記(1)の書類を提出してください。、事務局経由で証明書の発行を依頼いたします。 (1)5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類(別紙2「実務経験証明証書」)	
☆	一部科目修了者	一部科目修了証(写し)	
※	放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」とします。この者は、最終的には市区町村長の判断となりますが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられます。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安と考えられます。(平成26年5月30日雇児育発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)		